



第13号様式（第2条関係）

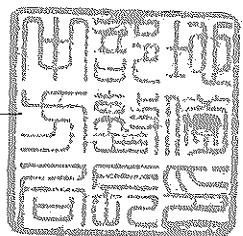
準備書見解書

国部整道調第49号
平成30年2月1日

浜松市長 鈴木 康友 殿

住所 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

氏名 国土交通省 中部地方整備局長 塚原 浩一



浜松市環境影響評価条例第30条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

事業又は対象事業の名称	一般国道474号 三遠南信自動車道（水窪～佐久間）
意見書の件数	3件
意見の件数	14件
意見の概要	別紙のとおり
意見に対する見解	別紙のとおり

一般国道474号 三遠南信自動車道（水窪～佐久間）
環境影響評価準備書への意見書に対する事業者の見解

分類	意見書の概要	事業者の見解
振動	1. 1 道路建設予定地の東側に位置する4集落（下平、峯、羽ヶ庄、野田）は「地すべり[防止]区域」として静岡県の管理となっています。この4集落は、中央構造線の東側に近接して形成されており、道路建設予定地の近くに位置しています。それぞれの集落において、建設中における振動（発破作業、大型機械による掘削等）について心配されますかがでしょうか。	<p>工事による振動が地すべり防止区域に及ぼす影響については、今後、道路構造、施工方法が決定した段階で、必要な解析を行ったうえで、必要に応じて、地すべりへの対応も含め土地の安定性に留意した設計・施工の検討を行います。</p> <p>なお、現段階の対象事業実施区域は、中央構造線の主要な断層の位置を考慮して設定しています。</p> <p>また、工事中の振動は敷地境界において52dB（中野田地区）と予測され、整合を図るべき基準又は目標を満足しています。</p>
廃棄物	2. 1 廃棄残土処理は、処分地を決めてから着工して下さい。 2. 2 海岸にて防波堤建設を行っていますが、この土砂として利用が可能と思えるので検討下さい。	<p>建設発生土の処分については、環境保全措置として「再利用の推進」を行うとともに、具体的な処分地については、関係機関と協議し、対象事業実施区域内で処分することを基本に決定します。</p> <p>なお、対象事業実施区域の範囲外に建設発生土の仮置きや処分を行うことが必要となった場合には、関係機関と協議し、浜松市環境影響評価条例その他の規定に準じて、適切に対応します。</p> <p>また、その際に、防潮堤建設など他事業の進捗状況も勘案し検討します。</p>
事業計画	2. 3 原田橋の崩落のような危険な崖がルート上にあるので、事前調査を行いルートの再設定をして下さい。 2. 4 ルートは数カ所で中央構造線と斜め交差しているので、ここに建設可能でしょうか。 2. 5 なぜ全線の計画無く部分着工するのですか。	<p>現段階の対象事業実施区域は、空中電磁波探査や岩盤露出部の現地踏査などの技術的調査・知見に基づき、中央構造線の主要な断層の位置を考慮して設定しています。</p> <p>今後、事業実施段階で詳細な地質調査等を行い、安全な道路構造の検討を実施します。</p> <p>三遠南信自動車道は、長野県飯田市から静岡県浜松市を結ぶ延長約100kmの高規格幹線道路です。 昭和62年に路線指定され、平成9年までに起終点や経過地等の全線の計画を決定しています。</p> <p>なお、事業着手については、道路のネットワーク効果の観点から、通行不能区間や他路線との接続性の高さなどを考慮しつつ、順次、進めているところです。</p>

一般国道474号 三遠南信自動車道（水窪～佐久間）
環境影響評価準備書への意見書に対する事業者の見解

分類	意見書の概要	事業者の見解
地下水	2. 6 佐久間と水窪境の幻の池（池の平）への影響の学術的検討（水理学的）がなぜされていないのですか。	幻の池については、現地調査を実施した結果、対象事業実施区域から相当程度離れた場所であり、地形的にも尾根を挟んだ反対斜面で分水嶺を超えて流域が異なるため、予測対象から除外しています。
水質	3. 1 濁水処理装置は具体的にどのようなものを用いるのでしょうか。凝集剤を使用する装置では、水質汚濁防止法に抵触する成分が排出されることが考えられます。	工事排水を工事施工ヤードから排水する際には、水質汚濁防止法の排水基準（SS 200mg/L, pH5.8～8.6）を越えないことを基本とし、工事排水の放流についての具体的な環境保全措置、放流水の自主管理基準値の設定については、工事実施段階で対応を検討します。
	3. 2 SSが40mg/lを超すと魚類の餌となる水生昆虫や河川生態系に大きな影響が出るとされています。SSの自主管理基準値としてどのような値を決められるのでしょうか。 [他事務所の河川工事]では、希少魚類の近傍で施工する場合や、希少ミミズハゼ魚類の産卵期・アコの産卵期においては濁度50（SS50mg/lと同義）を基準値としております。 今回の事業では、近傍でトウカイナガレホトケドジョウ等の希少魚類の生息が確認されており、県知事の意見にあるように濁度の自主管理基準値を設けて施工することが求められています。	また、施工管理の一環として、工事による河川水質（SS, pH）への影響の有無を確認するため、対象河川及び工事排水・トンネル排水が想定される地点など適切な調査地点を設定し、着工前から供用後一定期間まで環境基準に定められた分析手法による水質調査を実施します。
	3. 3 自主管理基準値が遵守されているかどうかをモニタリングする方法として、どのような方法を行うのでしょうか。	
	3. 4 pHの基準値として、どのような値を自主管理値として用いますか。また、そのモニタリングはどのように行いますか。	
	3. 5 コンクリートからなる高いpHの灰汁を含んだ排水への対策として、今回はどのような処理を考えているのでしょうか。	
	3. 6 仮締切で使用するコンクリートにはプレキャスト製品を使えないのでしょうか。	工事で使用する材料については、構造物の安全性、施工性及び環境負荷に配慮して、工事実施段階で検討します。 なお、河川内で工事を行う場合は、一般的な環境保全の方針（準備書P. 5-5-11）により、環境影響の低減に努めます。
	3. 7 プレキャスト製品を使えない場合にどのようにしてpHを下げるのでしょうか。	

注) 意見書1.1及び3.2の〔 〕書きは、事業者による補足を示します。